

令和7年4月1日

営業所技術者等と主任技術者等との兼務について

徳島市が発注する建設工事における営業所技術者及び特定営業所技術者（以下、営業所技術者等）の取り扱いについて、令和7年4月1日から次のとおり定めるものとする。

- 1 建設業法第26条第3項に基づく専任を要する工事の監理技術者又は主任技術者との兼務について、次の条件を全て満たした場合、兼務を認めるものとする。

【主任技術者等との兼務要件】

- ① 営業所技術者等が置かれた営業所で請負契約が締結した建設工事であること。
- ② 専任特例1号の兼務要件を全て満たした建設工事であること。
※工事現場間の距離について、営業所から当該工事現場の距離が、一日の勤務時間内で巡回可能なものであり、移動時間が概ね2時間以内であること。また、「人員の配置を示す計画書」に所属する営業所の名称等を記載すること。
- ③ 営業所技術者等が請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- 2 建設業法第26条第3項に基づく専任を要さない工事の現場代理人との兼務について、次の条件を全て満たした場合、兼務を認めるものとする。

【現場代理人との兼務要件】

- ① 工事の施工場所が徳島市内であること。
- ② 営業所技術者等が置かれた営業所で請負契約が締結した建設工事であること。
- ③ 営業所技術者等と現場代理人の兼務が実際に可能であり、それぞれの役割を十分に果たせること。
- ④ ICTの活用により、営業所と工事現場の間で常に連絡が取れる体制を確保できること。
- ⑤ 主任技術者の専任を要しない工事であること。
- ⑥ 営業所技術者等が請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑦ 令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事であること。
- ⑧ 営業所技術者等と兼務した現場代理人について、複数の工事で兼務して配置する場合は、最大2件までとする。なお、兼務可能工事は徳島市が発注する工事を対象とし、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を提出する前に、必ず兼務する他工事の監督員の承認を得ること。